平成２４年（フ）第１１７号
相模原市南区豊町13番９号　パレス相模大野202
債務者　粟野　清志
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１３４７号
京都市左京区下鴨蓼倉町52番地８
債務者　三宅　康代
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４４号
京都市南区久世大築町222番地　市営住宅６棟302号
債務者　西村榮祐こと　金　　初潤
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
大阪府松原市東新町１丁目18番25号
債務者　松元　孝子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
大阪府羽曳野市学園前６丁目１番１号、前住所大阪府東大阪市金岡１丁目５番２号
債務者　武田　敏明
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字小淵1242番地１
債務者　青山　公子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１６０号
大阪府貝塚市名越627番地１メゾン塚本302号
債務者　梅田久美子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
大阪府和泉市今福町２丁目８番２―406号、前住所大阪府和泉市いぶき野２丁目36番２号
債務者　岸上　正文
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町１丁目２番45―204号、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番18号
債務者　お食事処はやしこと　林　　和之
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
大阪府阪南市石田600番地の６―17棟106号
債務者　滝本　勝己
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
大阪府泉佐野市鶴原220番地の５
債務者　松本　勝子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
大阪府泉大津市末広町１丁目２番25―203号、前住所大阪府泉大津市曽根町２丁目３番４号ガーデン曽根101号
債務者　藤原みさお
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
大阪府和泉市黒鳥町２丁目６番８号
債務者　山田　恭子（旧姓藪田）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
大阪府泉大津市なぎさ町１番15―１―404号、前住所大阪府泉大津市上之町８番３号
債務者　塩田　朋広
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目４番26号勝間ハイツ
債務者　笛木　　剛
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
大阪府岸和田市春木南浜町15番16号
債務者　上田　　忍（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
香川県東かがわ市三本松163番地、申立時の住所香川県東かがわ市湊189番地12
債務者　白井ヨネ子（旧姓足利）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３８号
香川県丸亀市郡家町2364番地９　レオパレスカサベージュ101号
債務者　射場　景子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　高松地方裁判所丸亀支部